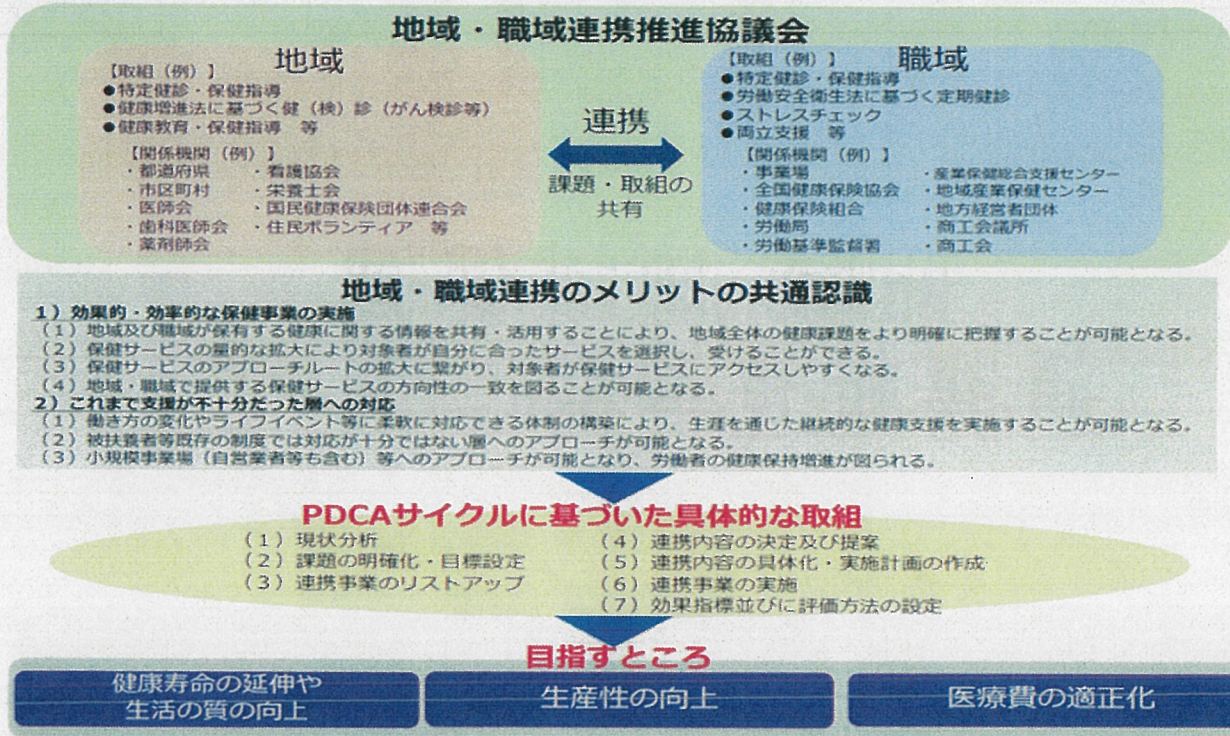


地域・職域保健 連携推進事業について

地域・職域連携推進会議設置の根拠法

地域保健法第4条に基づく基本指針及び健康増進法第9条に基づく健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針において、地域と職域の連携推進にあたり、関係機関等から構成される協議会等の設置が位置づけられた。

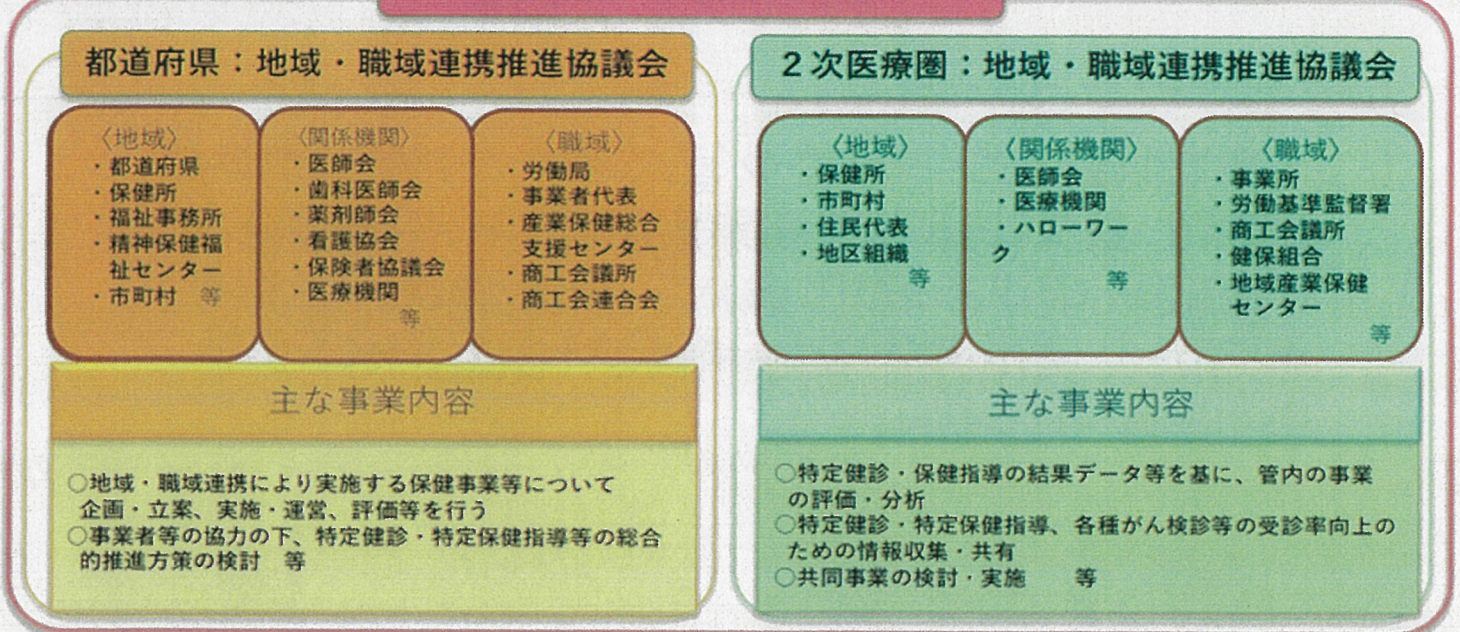
地域・職域連携推進事業の意義



出典：令和5年度地域・職域連携推進関係者会議資料

地域保健と職域保健の連携(以下「地域・職域連携」という。)により、健康づくりのための健康情報の共有のみならず、保健事業を共同実施するとともに、保健事業の実施に要する社会資源を相互に有効活用し、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備することを目的とする。

国：地域・職域連携推進事業



出典：令和5年度地域・職域連携推進関係者会議資料(抜粋)

健康おかやま21推進会議 (岡山県：地域・職域連携推進協議会)

【協議事項】

- ・ 地域・職域の幅広い関係機関関係団体等と十分な連携を図り、効果的な健康づくり事業を推進すること。
 - ・ 県民に対する健康づくり運動の普及啓発活動に関すること。
 - ・ 「健康おかやま21」の進捗状況の把握と評価に関すること。
 - ・ 受動喫煙防止対策の推進に関すること。
 - ・ 地域・職域保健連携による保健事業の企画、実施及び評価に関すること。
- ➡ 例) おかやま健康づくりアワード、健康おかやま21協賛事業等での取組の共有

地域・職域保健連携推進事業 (2次医療圏：地域・職域連携協議会)

【事業内容】

- ・ 保健の管内の地域・職域連携に関わる連携機関の代表者等で構成し、地域・職域保健連携推進協議会を設置。
- ・ 地域における関係機関への情報提供と連絡調整、健康に関する情報収集、ニーズの把握等を行い、健康課題を特定し、地域特性に応じた健康課題の解決に必要な連携事業の計画・実施・評価を行う。

令和5年度 事業計画

地域・職域推進協議会 連絡会等の 開催計画保健所（支所）	地域・職域連携事業の 開催計画保健所（支所）
5 保健所（支所）	7 保健所（支所） 例：商工会及び事業所等を対象とした生活習慣病予防の出前講座の実施 等